

滋賀県保育協議会主催研修における新型コロナウイルス感染症予防対策

R5.3.27 付け改正 (R5.4.1 から適用)

1. 受付時の対策

(1) 受講者の体温と体調の確認

37.5℃以上もしくは平熱より1℃以上高い、または風邪症状のある人は受講を控えてもらう。

なお、受講中に発熱や風邪症状が生じた受講者は受講を控えるよう促す。

(2) 事前に送付した「受講決定通知書」の提出による受付、資料を事前に机の上に置く等により、可能な限り、密にならないよう円滑な受付を行う。

(3) 受講者の入場前の手指消毒用に消毒液を設置する。

(4) 受講者が「受講決定通知書」記載の方と異なる場合は、「受講決定通知書」の氏名の変更の記入などにより、受講者情報の把握に努める。

2. 会場内の対策

(1) 社会的距離を確保するため、隣席との間と前後を可能な限り空ける。

(2) 講師と最前列の受講者との間を2m以上空ける。

(3) 出入口扉の常時開放、窓がある場合は1時間に1回の開放など、換気を心がける。

(4) 会場の規定・要請により必要な場合は、終了後、机・椅子・ドアノブ・マイク等の設備・備品の消毒を行う。

3. その他

(1) 受講者には、休憩時におけるこまめな手洗いや手指の消毒を呼びかける。

(2) 受講者には、昼食時における社会的距離の確保や会話を控える等を呼びかける。

(3) スタッフは、適宜、こまめな手洗いや手指の消毒を行う。

(4) 講師にも、可能な限り手指の消毒等への協力をお願いする。